

別表 1（ワンストップ相談窓口）【既存】
市町村が実施する創業支援等事業（唐津市）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） 唐津市役所において、創業者並びに創業して間もない者に対するワンストップ相談窓口を設置する。 令和４年度は、市の相談窓口に年間２７人、令和５年度は年間３４人の相談があったことから、今後も相談者のニーズに応えられるよう商工団体や関係機関等と連携を図り、月延べ２～３人程度、年間３０人以上の相談を実施することを目標とする。 相談窓口の支援を受けて創業を行う者は、令和４年度が３人、令和５年度が４人と年間相談者数の１割程度であったため、ワンストップ窓口での支援体制の強化を図り、年間相談人数の３割程度の９人を創業者創出の目標とする。 （目標数） ・創業支援対象者数：３０人 ・創業者数：９人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口＞【既存】 ・唐津市役所において、創業者並びに創業して間もない者に対するワンストップ相談窓口を設け、商工団体や関係機関と連携し、創業時の様々な課題を解決する。 ・ワンストップ相談窓口は、唐津市担当課で対応し、国・県・市の支援施策を紹介するとともに、相談内容に応じた支援機関を紹介する。 ・また、創業希望者や創業して間もない者の相談内容やステージに応じた支援を行うため、商工団体等が実施する創業セミナーや創業塾の受講を促すほか、地域の金融機関と連携することで、創業後の支援についてきめ細かな対応を行う。 ・ＤＸやデザイン等特に高度な技能に関する内容についても、専門家を派遣するなどの対応を行う。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ １．ターゲット市場の見つけ方 商工団体をはじめ各連携機関が市場ニーズについての把握の仕方や、今後成長が見込まれる市場についてアドバイス及び情報提供を行う。 ２．ビジネスモデルの構築の仕方 商工団体や連携金融機関、中小企業診断士協会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。 また、唐津市や商工団体が創業セミナーやより実践的な創業塾を開催し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

3. 売れる商品・サービスの作り方

公益財団法人佐賀県産業振興機構や佐賀県よろず支援拠点が、商品・サービスに対し専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行うほか、佐賀県が実施するトライアル発注制度の活用を促し、有用性やその評価を基に売れる商品・サービスの改善を図る。

4. 適正な価格設定と効果的な販売方法について

各連携機関がそれぞれの知見に基づき、販売先、ターゲット、販売方法、価格等へのアドバイスや、販路開拓のマッチング支援を行う。

5. 資金調達

日本政策金融公庫及び連携金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。

また、唐津市と商工団体が資金調達へのアドバイスや書類作成の補助、補助金申請書等の作成支援を行う。

6. 事業計画の作成

唐津市と商工団体が、事業計画書の策定についてアドバイスを行うとともに、金融機関と連携し、計画のブラッシュアップを図る。

さらに、補助金等をはじめ各種申請のサポートを行う。

7. 許認可、手続き

唐津市が担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイスや関係機関への連絡を行う。

より詳細な知識を必要とする場合は、士業関係団体を紹介するなどし、創業関係手続きを進める。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大について

唐津市及び商工団体、佐賀県産業振興機構や佐賀県よろず支援拠点が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出など継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

- 各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、唐津市が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- 商工団体が行う創業塾（別表2）において、1ヶ月以上にわたり4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、4回以上の出席したことが確認できる者を「特定創業支援等事業」

を受けた者として、唐津市が証明書を発行する。

＜各事業の共通事項について＞

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を唐津市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対する聞き取り調査などにより、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話等で確認する。
- ・創業後についても、商工団体や金融機関等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、唐津市のホームページや市報に掲載するなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・唐津市担当課に、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置するとともに、市報・行政放送・HPなどで広報を行い、創業希望者の目に届くようにするほか、各機関の窓口パンフレットを配置するなど広くPRする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、唐津市が一元管理を行い、名簿や集計表及び『創業支援カルテ』を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、定期的に各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年1月15日から令和12年3月31日まで

変更箇所については、令和6年12月25日から令和12年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2（創業塾及び窓口）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第 2 条第 3 2 項第 1 号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①唐津商工会議所 ②唐津東商工会 ③唐津上場商工会 (2) 住所 ①佐賀県唐津市大名小路 1－5 4 ②佐賀県唐津市相知町相知 2 0 4 4－1 0 ③佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1 8 0 1 (3) 代表者の氏名 ①会頭 宮島 清一 ②会長 富永 祐司 ③会長 坂本 金満 (4) 連絡先 ①T E L : 0955-72-5141、 F A X : 0955-72-5146、 担当者：小宮 ②T E L : 0955-62-2901、 F A X : 0955-62-3709、 担当者：毛利 ③T E L : 0955-52-2118、 F A X : 0955-52-3592、 担当者：小田原
創業支援等事業の目標
令和 4 年度に商工団体が実施した創業塾の参加者は 3 1 人、令和 5 年度は 4 3 人であったが、創業相談窓口に相談に来る人へ受講を促すほか、各連携機関窓口で周知を行うことにより、年間 4 0 人を対象とし、支援者数の増加を図る。 また、各商工団体においても窓口で創業に関する支援を行っており、その創業支援対象者が令和 4 年度は相談者数 5 3 人、令和 5 年度は 5 3 人であることから、よりいっそう唐津市と商工団体等と連携し体制を強化することにより、本計画に基づく創業支援対象者数は、年間 1 0 0 人程度を目標とする。 創業塾で支援した者における創業実績は、令和 4 年度は 4 人、令和 5 年度は 4 人、各商工団体窓口等で支援した者の創業実績は、令和 4 年は 1 4 人、令和 5 年度は 1 7 人であった。引き続き創業者のブラッシュアップを図り、受講後においても相談窓口において個別相談・指導を継続するなどの支援体制を整備することで、年間 1 5 人程度の創業実現を目指す。 (目標数) ・創業支援対象者数：1 0 0 人 ・創業者数：1 5 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容＜創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】 現在、創業者の掘り起しを行うため、年 1 回、創業における心構えや基礎知識に関する創業セミナーを実施しているが、より実践的な創業塾を年 1 回以上（4 コマ×3 時間程度）、以下のテーマで開催する。 なお、受講後においても商工団体の経営指導員や講師の専門家がフォローすることとし、関係機関と連携しながら創業後も含めた支援を行う。 ＜特定創業支援等事業について＞ 創業塾では、概ね 1 月以上の期間に渡り、経営・財務・人材育成・販路開拓の 4 分野の知識が身につく講義を受講し、4 回以上出席したものを「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

・創業塾（案）

- ①創業時の資金計画・融資制度について【日本政策金融公庫など】（財務）
- ②創業に必要な税務・経理について【佐賀県税理士会など】（経営）
- ③人材雇用及び人材育成について【佐賀県社会保険労務士会など】（人材育成）
- ④市場ニーズとマーケティングについて【公益財団法人佐賀県産業振興機構など】（販路拡大）

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・唐津市及び創業支援等事業者が、セミナーや塾の会場選定及びカリキュラムの策定等の準備を連携して実施する。
- ・加えて唐津市が市報・行政放送・ＨＰで開催周知を図るとともに、各連携機関の窓口等にパンフレットを掲示するなどＰＲを行う。
- ・特定創業支援等事業受講後の継続支援については、創業予定場所を管轄する商工団体がそれぞれ行う。
- ・受講後においては、唐津市の補助制度などを積極的に紹介し、活用を促すことで創業しやすい環境を整備する。
- ・受講者については、創業支援等事業者において、住所、氏名、連絡先、受講内容及び受講日等を記載した個表を作成し、唐津市に提出する。個表の管理については、唐津市個人情報保護条例を遵守する。
- ・提出された個表は、唐津市で３年間保管する。
- ・特定創業支援等事業の受講者で、創業に必要な知識の習得した者については、唐津市が定める運用ルールに基づき、証明書を発行する。
- ・創業後においても、唐津市及び創業支援等事業者が連携し、特定創業支援等受講者の事業進行の現状把握に努めるほか、経営革新計画認定をはじめ、国や県、中小機構等の支援制度を積極的に紹介し、申請や運用などの支援を継続して行う。
- ・セミナーや塾に参加できないタイミングでの創業相談については、唐津市・及び創業支援等事業者が連携し窓口での対応強化に努める。

計画期間

平成２８年１月１５日から令和１２年３月３１日まで
変更箇所については、令和６年１２月２５日から令和１２年３月３１日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第１４回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。